

令和4年第4回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 3
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 3
3	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 4
4	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）	P 4
5	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 4
6	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P 5
7	令和 4 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 5
8	令和 4 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 6
9	議案説明資料 参照法令等	P 8
10	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 9
11	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P11
12	さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P13

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件及び予算 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2,009 万 8 千円を追加し、予算の総額を 206 億 9,260 万 6 千円とするものであります。

歳入では、20 款繰越金で前年度繰越金 2,009 万 8 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

議案第 5 号は、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土

地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に19万円を追加し、予算の総額を2億8,803万円とするものであります。

歳入では、3款繰入金で一般会計繰入金19万円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

議案第6号は、令和4年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に53万8千円を追加し、予算の総額を36億5,546万円とするものであります。

歳入では、8款繰入金で職員給与等繰入金53万8千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

議案第7号は、令和4年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、予算第2条収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用で、既決予定額に21万5千円を追加し、総額を8億5,422万5千円とするものであります。

また、予算第3条資本的収入及び支出の支出、第1款資本的支出で、既決予定額に21万2千円を追加し、総額を7億2,926万2千円とするものであります。

議案第8号は、令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、予算第2条収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益で、既決予定額に22万3千円を追加し、総額を10億6,640万2千円、収益的収入及び支出の支出、第1款下水道事業費用で、既決予定額に22万3千円を追加し、総額を9億596万円とするものであります。

また、予算第3条資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入で、既決予定額に19万8千円を追加し、総額を5億2,259万9千円、資本的収入及び支出の支出、第1款資本的支出で、既決予定額に19万8千円を追加し、総額を10億58万1千円と

するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第1条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の160</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額 <u>に 100 分の 165 を乗じて得た額に</u>、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額 <u>に 100 分の 160 を乗じて得た額に</u>、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年さくら市条例第47号）（第2条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (1/4)

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 95</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 45</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案

現 行

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（3/4）

改 正 案										現 行									
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100		36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100		
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300		37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300		
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100		38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100		
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900		39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900		
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700		40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700		
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300		41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300		
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任用職員以外の職員	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		再任用職員以外の職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）（4/4）

改 正 案								現 行										
	90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>				90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			
	91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>				91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			
	92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>				92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			
	93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>				93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			
	94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>						94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					
	95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>						95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
	96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>						96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
	97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>						97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
	98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>						98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
	99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>						99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
	100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>						100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					
	101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>						101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
	102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>						102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					
	103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>						103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>					
	104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>						104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>					
	105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>						105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>					
	106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>						106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
	107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>						107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					
	108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>						108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
	109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>						109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
	110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>						110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
	111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>						111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
	112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>						112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
	113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>						113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
	114		<u>301,000</u>							114		<u>301,000</u>						
	115		<u>301,300</u>							115		<u>301,300</u>						
	116		<u>301,700</u>							116		<u>301,700</u>						
	117		<u>301,900</u>							117		<u>301,900</u>						
	118		<u>302,100</u>							118		<u>302,100</u>						
	119		<u>302,400</u>							119		<u>302,400</u>						
	120		<u>302,700</u>							120		<u>302,700</u>						
	121		<u>303,100</u>							121		<u>303,100</u>						
	122		<u>303,300</u>							122		<u>303,300</u>						
	123		<u>303,600</u>							123		<u>303,600</u>						
	124		<u>303,900</u>							124		<u>303,900</u>						
	125		<u>304,200</u>							125		<u>304,200</u>						
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>		再任用職員	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成17年さくら市条例第50号) (第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)
 (第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行												
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>別表第 1 (第 8 条関係) 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">376,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	376,000 円	略	略	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。</p> <p>別表第 1 (第 8 条関係) 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">375,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	375,000 円	略	略
号給	給料月額												
1	376,000 円												
略	略												
号給	給料月額												
1	375,000 円												
略	略												

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)
 (第 4 条関係) (1/3)

改 正 案	現 行
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 8 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、特定任期付職員給料表 (別表) を適用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>第 9 条 削除</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p> <p>第 11 条 <u>給与条例第 8 条、第 9 条及び第 9 条の 2 の規定は、第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) には、適用しない。</u></p> <p>2 <u>任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 4 条第 3</u></p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 8 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」という。) には、特定任期付職員給料表 (別表第 1) を適用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>第 9 条 <u>第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員 (以下この条及び第 11 条第 1 項において「任期付職員」という。) には、任期付職員給料表 (別表第 2) を適用する。</u></p> <p>2 <u>任期付職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき任期付職員給料表に定める職務の級に応じて任期付職員級別職務分類表 (別表第 3) に従い決定する。</u></p> <p>3 <u>第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (第 11 条第 2 項及び第 3 項において「任期付短時間勤務職員」という。) の給料月額は、任期付職員給料表に掲げる給料月額に、休暇等条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>第 11 条 <u>給与条例第 3 条から第 4 条までの規定は、任期付職員</u> <u>_____ には、適用しない。</u></p> <p>2 <u>給与条例第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2 及び第 10 条</u></p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)

(第 4 条関係) (2/3)

改 正 案	現 行
<p>項、第 5 項及び第 6 項、第 10 条第 2 項第 2 号並びに第 13 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 4 条第 3 項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする。」と、給与条例第 4 条第 5 項及び第 6 項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第 10 条第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第 13 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p><u>の 2 の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 <u>任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 10 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 10 条第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第 13 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</u></p>
<p>別表____ (第 8 条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p>	<p>別表第 1 (第 8 条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>_____</p>	<p>別表第 2 (第 9 条関係)</p> <p>任期付職員給料表</p> <p>略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)
 (第 4 条関係) (3/3)

改 正 案	現 行	
	<p>別表第 3 (第 9 条関係)</p> <p><u>任期付職員級別職務分類表</u></p> <table border="1" data-bbox="810 470 1420 521"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略		

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(1/5)

改 正 案				現 行			
別表第1（第3条関係） 給料表				別表第1（第3条関係） 給料表			
職種の区分	職務の級	1級	2級	職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務 （他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1	150,100	198,500	1 一般行政事務	1	144,100	194,000
	2	151,200	200,300	2	145,200	195,800	
	3	152,400	202,100	3	146,400	197,600	
	4	153,500	203,900	4	147,500	199,400	
	5	154,600	205,400	5	148,600	200,900	
	6	155,700	207,200	6	149,700	202,700	
	7	156,800	209,000	7	150,800	204,500	
	8	157,900	210,800	8	151,900	206,300	
	9	158,900	212,400	9	153,000	207,900	
	10	160,300	214,200	10	154,400	209,700	
	11	161,600	216,000	11	155,700	211,500	
	12	162,900	217,800	12	157,000	213,300	
	13	164,100	219,200	13	158,300	214,700	
	14	165,600	221,000	14	159,800	216,500	
	15	167,100	222,700	15	161,300	218,200	
	16	168,700	224,500	16	162,900	220,000	
	17	169,800	226,100	17	164,200	221,700	
	18	171,200	227,800	18	165,700	223,400	
	19	172,600	229,400	19	167,200	225,000	
	20	174,000	230,900	20	168,700	226,600	
	21	175,300	232,200	21	170,100	228,000	
	22	177,800	233,800	22	172,800	229,700	
	23	180,300	235,400	23	175,400	231,300	
	24	182,800	236,900	24	178,000	232,900	
	25	185,200	237,900	25	180,700	234,000	
	26	186,900	239,400	26	182,400	235,500	
	27	188,500	240,700	27	184,000	236,900	
	28	190,200	241,900	28	185,700	238,200	
	29	191,700	243,100	29	187,200	239,500	
	30	193,400	244,100	30	188,900	240,700	
	31		245,100	31		241,700	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(2/5)

改 正 案				現 行			
	<u>32</u>		<u>246,100</u>		<u>32</u>		<u>242,900</u>
	<u>33</u>		<u>247,200</u>		<u>33</u>		<u>244,200</u>
	<u>34</u>		<u>248,100</u>		<u>34</u>		<u>245,300</u>
	<u>35</u>		<u>249,000</u>		<u>35</u>		<u>246,500</u>
	<u>36</u>		<u>250,000</u>		<u>36</u>		<u>247,800</u>
	<u>37</u>		<u>250,900</u>		<u>37</u>		<u>248,700</u>
	<u>38</u>		<u>252,200</u>		<u>38</u>		<u>250,100</u>
	<u>39</u>		<u>253,400</u>		<u>39</u>		<u>251,500</u>
	<u>40</u>		<u>254,700</u>		<u>40</u>		<u>252,900</u>
	<u>41</u>		<u>256,000</u>		<u>41</u>		<u>254,300</u>
	<u>42</u>		<u>257,400</u>		<u>42</u>		<u>255,700</u>
	<u>43</u>		<u>258,600</u>		<u>43</u>		<u>257,100</u>
	<u>44</u>		<u>259,800</u>		<u>44</u>		<u>258,400</u>
	<u>45</u>		<u>260,900</u>		<u>45</u>		<u>259,600</u>
2 保健師、	<u>1</u>	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	2 保健師、	<u>1</u>	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>
助産師、	<u>2</u>	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	助産師、	<u>2</u>	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>
看護師そ	<u>3</u>	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	看護師そ	<u>3</u>	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>
の他これ	<u>4</u>	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	の他これ	<u>4</u>	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>
らに準ず	<u>5</u>	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	らに準ず	<u>5</u>	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>
る業務に	<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	る業務に	<u>6</u>	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>
従事する	<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	従事する	<u>7</u>	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>
フルタイ	<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	フルタイ	<u>8</u>	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>
ム会計年	<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	ム会計年	<u>9</u>	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>
度任用職	<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	度任用職	<u>10</u>	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>
員で規則	<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	員で規則	<u>11</u>	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>
で定める	<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	で定める	<u>12</u>	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>
もの	<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	もの	<u>13</u>	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>
	<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>		<u>14</u>	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>
	<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>		<u>15</u>	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>
	<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>		<u>16</u>	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>
	<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>		<u>17</u>	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>
	<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>		<u>18</u>	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>
	<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>		<u>19</u>	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>
	<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>		<u>20</u>	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>
	<u>21</u>	<u>175,300</u>			<u>21</u>	<u>170,100</u>	

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(3/5)

改 正 案				現 行			
	<u>22</u>	<u>177,800</u>			<u>22</u>	<u>172,800</u>	
	<u>23</u>	<u>180,300</u>			<u>23</u>	<u>175,400</u>	
	<u>24</u>	<u>182,800</u>			<u>24</u>	<u>178,000</u>	
	<u>25</u>	<u>185,200</u>			<u>25</u>	<u>180,700</u>	
	<u>26</u>	<u>186,900</u>			<u>26</u>	<u>182,400</u>	
	<u>27</u>	<u>188,500</u>			<u>27</u>	<u>184,000</u>	
	<u>28</u>	<u>190,200</u>			<u>28</u>	<u>185,700</u>	
	<u>29</u>	<u>191,700</u>			<u>29</u>	<u>187,200</u>	
	<u>30</u>	<u>193,400</u>			<u>30</u>	<u>188,900</u>	
	<u>31</u>	<u>195,200</u>			<u>31</u>	<u>190,700</u>	
	<u>32</u>	<u>196,900</u>			<u>32</u>	<u>192,400</u>	
	<u>33</u>	<u>198,500</u>			<u>33</u>	<u>194,000</u>	
	<u>34</u>	<u>199,900</u>			<u>34</u>	<u>195,400</u>	
	<u>35</u>	<u>201,400</u>			<u>35</u>	<u>196,900</u>	
3 保育士、	<u>1</u>	<u>186,900</u>	<u>198,500</u>	3 保育士、	<u>1</u>	<u>182,400</u>	<u>194,000</u>
介護士そ	<u>2</u>	<u>188,500</u>	<u>200,300</u>	介護士そ	<u>2</u>	<u>184,000</u>	<u>195,800</u>
の他これ	<u>3</u>	<u>190,200</u>	<u>202,100</u>	の他これ	<u>3</u>	<u>185,700</u>	<u>197,600</u>
らに準ず	<u>4</u>	<u>191,700</u>	<u>203,900</u>	らに準ず	<u>4</u>	<u>187,200</u>	<u>199,400</u>
る業務に	<u>5</u>	<u>193,400</u>	<u>205,400</u>	る業務に	<u>5</u>	<u>188,900</u>	<u>200,900</u>
従事する	<u>6</u>	<u>195,200</u>	<u>207,200</u>	従事する	<u>6</u>	<u>190,700</u>	<u>202,700</u>
フルタイ	<u>7</u>	<u>196,900</u>	<u>209,000</u>	フルタイ	<u>7</u>	<u>192,400</u>	<u>204,500</u>
ム会計年	<u>8</u>	<u>198,500</u>	<u>210,800</u>	ム会計年	<u>8</u>	<u>194,000</u>	<u>206,300</u>
度任用職	<u>9</u>	<u>199,900</u>	<u>212,400</u>	度任用職	<u>9</u>	<u>195,400</u>	<u>207,900</u>
員で規則	<u>10</u>	<u>201,400</u>	<u>214,200</u>	員で規則	<u>10</u>	<u>196,900</u>	<u>209,700</u>
で定める	<u>11</u>	<u>202,900</u>	<u>216,000</u>	で定める	<u>11</u>	<u>198,400</u>	<u>211,500</u>
もの	<u>12</u>	<u>204,200</u>	<u>217,800</u>	もの	<u>12</u>	<u>199,700</u>	<u>213,300</u>
	<u>13</u>	<u>205,500</u>	<u>219,200</u>		<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>214,700</u>
	<u>14</u>	<u>206,700</u>	<u>221,000</u>		<u>14</u>	<u>202,200</u>	<u>216,500</u>
	<u>15</u>	<u>208,000</u>	<u>222,700</u>		<u>15</u>	<u>203,500</u>	<u>218,200</u>
	<u>16</u>	<u>209,300</u>	<u>224,500</u>		<u>16</u>	<u>204,800</u>	<u>220,000</u>
	<u>17</u>	<u>210,600</u>	<u>226,100</u>		<u>17</u>	<u>206,100</u>	<u>221,700</u>
	<u>18</u>	<u>211,900</u>	<u>227,800</u>		<u>18</u>	<u>207,400</u>	<u>223,400</u>
	<u>19</u>	<u>213,200</u>	<u>229,400</u>		<u>19</u>	<u>208,700</u>	<u>225,000</u>
	<u>20</u>	<u>214,300</u>	<u>230,900</u>		<u>20</u>	<u>209,800</u>	<u>226,600</u>
	<u>21</u>	<u>215,600</u>	<u>232,200</u>		<u>21</u>	<u>211,100</u>	<u>228,000</u>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）

(4/5)

改 正 案				現 行			
	<u>22</u>	<u>216,900</u>	<u>233,800</u>		<u>22</u>	<u>212,400</u>	<u>229,700</u>
	<u>23</u>	<u>218,200</u>	<u>235,400</u>		<u>23</u>	<u>213,700</u>	<u>231,300</u>
	<u>24</u>	<u>219,200</u>	<u>236,900</u>		<u>24</u>	<u>214,800</u>	<u>232,900</u>
	<u>25</u>	<u>220,300</u>	<u>237,900</u>		<u>25</u>	<u>215,900</u>	<u>234,000</u>
	<u>26</u>	<u>221,300</u>	<u>239,400</u>		<u>26</u>	<u>216,900</u>	<u>235,500</u>
	<u>27</u>	<u>222,300</u>	<u>240,700</u>		<u>27</u>	<u>218,000</u>	<u>236,900</u>
	<u>28</u>	<u>223,300</u>	<u>241,900</u>		<u>28</u>	<u>219,100</u>	<u>238,200</u>
	<u>29</u>	<u>224,200</u>	<u>243,100</u>		<u>29</u>	<u>220,100</u>	<u>239,500</u>
	<u>30</u>	<u>225,100</u>	<u>244,100</u>		<u>30</u>	<u>221,000</u>	<u>240,700</u>
4 非常勤	<u>1</u>	<u>210,100</u>	<u>275,300</u>	4 非常勤	<u>1</u>	<u>205,100</u>	<u>270,900</u>
講師、非	<u>2</u>	<u>211,500</u>	<u>277,500</u>	講師、非	<u>2</u>	<u>206,500</u>	<u>273,100</u>
常勤助	<u>3</u>	<u>213,100</u>	<u>279,600</u>	常勤助	<u>3</u>	<u>208,100</u>	<u>275,300</u>
手、支援	<u>4</u>	<u>214,600</u>	<u>281,500</u>	手、支援	<u>4</u>	<u>209,600</u>	<u>277,300</u>
員、理科	<u>5</u>	<u>216,300</u>	<u>283,800</u>	員、理科	<u>5</u>	<u>211,300</u>	<u>279,600</u>
支援員、	<u>6</u>	<u>218,000</u>	<u>285,500</u>	支援員、	<u>6</u>	<u>213,000</u>	<u>281,600</u>
外国語支	<u>7</u>	<u>219,700</u>	<u>287,400</u>	外国語支	<u>7</u>	<u>214,700</u>	<u>283,500</u>
援員及び	<u>8</u>	<u>221,400</u>	<u>289,200</u>	援員及び	<u>8</u>	<u>216,400</u>	<u>285,500</u>
適応支援	<u>9</u>	<u>222,700</u>	<u>290,600</u>	適応支援	<u>9</u>	<u>217,800</u>	<u>287,300</u>
教室に勤	<u>10</u>	<u>224,400</u>	<u>292,700</u>	教室に勤	<u>10</u>	<u>219,500</u>	<u>289,700</u>
務する相	<u>11</u>	<u>226,100</u>	<u>294,700</u>	務する相	<u>11</u>	<u>221,200</u>	<u>292,000</u>
談員その	<u>12</u>	<u>227,700</u>	<u>296,900</u>	談員その	<u>12</u>	<u>222,900</u>	<u>294,500</u>
他これら	<u>13</u>	<u>229,100</u>	<u>298,900</u>	他これら	<u>13</u>	<u>224,300</u>	<u>296,500</u>
に準ずる	<u>14</u>	<u>230,800</u>	<u>301,300</u>	に準ずる	<u>14</u>	<u>226,000</u>	<u>299,000</u>
業務に従	<u>15</u>	<u>232,500</u>	<u>303,500</u>	業務に従	<u>15</u>	<u>227,700</u>	<u>301,300</u>
事するフ	<u>16</u>	<u>234,200</u>	<u>306,100</u>	事するフ	<u>16</u>	<u>229,400</u>	<u>304,000</u>
ルタイム	<u>17</u>	<u>235,800</u>	<u>308,300</u>	ルタイム	<u>17</u>	<u>231,000</u>	<u>306,400</u>
会計年度	<u>18</u>	<u>237,500</u>	<u>310,700</u>	会計年度	<u>18</u>	<u>232,700</u>	<u>308,800</u>
任用職員	<u>19</u>	<u>239,100</u>	<u>313,000</u>	任用職員	<u>19</u>	<u>234,300</u>	<u>311,300</u>
で規則で	<u>20</u>	<u>240,700</u>	<u>315,200</u>	で規則で	<u>20</u>	<u>235,900</u>	<u>313,600</u>
定めるも				定めるも			
の				の			
5 特定の				5 特定の			
資格を要				資格を要			
する職に	<u>1</u>	<u>376,000</u>		する職に	<u>1</u>	<u>374,000 円</u>	<u>422,000 円</u>
従事する				従事する			
フルタイ				フルタイ			

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第 15 号）（第 5 条関係）

(5/5)

改 正 案				現 行			
<u>ム会計年</u>				<u>ム会計年</u>			
<u>度任用職</u>				<u>度任用職</u>			
<u>員で規則</u>				<u>員で規則</u>			
<u>で定める</u>				<u>で定める</u>			
<u>もの</u>				<u>もの</u>			